

## 阿賀野市告示第133号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

阿賀野市長 田中清善

## 1 供用を開始する年月日

令和5年8月1日

## 2 下水を排除する区域

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

○豊浦南部第一処理分区 中ノ通の一部

## 3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

## 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別

分流式

## 5 縦覧場所

阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局

## 6 縦覧期間

令和5年7月18日（火）から令和5年7月31日（月）まで

（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで